

神戸海星女子学院大学 学則

第1章 目的及び自己点検・評価

(理念・目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに則り、キリスト教的価値観に基づき、真理を探究して専門分野の学問を学びながら、知性と感性を身に付け、世界的視野に立って考え、良識をもって判断できる女性、また、自らが神から愛された存在であることを知り、人を愛し、人を支え、社会に奉仕することのできる女性の育成を目指す。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的の達成及び理念の実現のため、教育研究活動について継続的な自己点検・評価活動を行い、その結果をもとに改革・改善に努めて教育水準を維持・向上させるとともに、評価結果等を積極的に社会に対して公表・発信する。

2 自己点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2章 学部及び学科

(学部)

第3条 本学に現代人間学部を置く。

(学科)

第4条 現代人間学部に英語観光学科及び心理こども学科を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第5条 本学に学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員及びその他の必要な職員を置く。

2 必要あるときは、副学長又は学長代理を置くことができる。

(教授会)

第6条 本学に学長の諮問機関として教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。

(教授会の審議事項)

第7条 教授会は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の身分の審査に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) 学則及び規程に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) その他教学上必要と認めた事項

2 教授会に必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限、在学年限及び学生定員

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(在学年限)

第9条 学生は、休学期間を含めて8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学及び再入学した者は、その者の修業すべき年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

(学生定員)

第10条 各学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

英語観光学科	入学定員 45名	収容定員 180名
心理こども学科	入学定員 50名	収容定員 200名

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日(12月8日)
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 春季休業日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

第6章 授業科目、単位及び履修方法

(授業科目の区分)

第14条 授業科目は共通科目、専門科目及び教職に関する科目に分ける。

(授業科目の公示及び履修登録)

第15条 毎学年の授業開始前に、開講科目、担当者、授業時間及びその他の必要な事項を公示する。

2 学生は、所定の期日までに履修しようとする科目を届け出なければならない。

(授業科目及び単位数)

第16条 授業科目とその単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位)

第17条 学生は次の区分に従い、別表に定めるとおり124単位以上を修得しなければならない。

英語観光学科

共通科目 38単位以上

専門科目 76単位以上

その他 10単位以上

心理こども学科

共通科目 38単位以上

専門科目 76単位以上

その他 10単位以上

(授業期間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技等により行うものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の方法には、筆記試験・口述試験・実技その他適当な方法による。

3 試験に関する規程は別に定める。

(成績評価)

第21条 授業科目の成績の評価は、S・A・B・C・Fの5種とし、その評点は100点を満点として次のとおり定める。

S－90点以上

A－80点以上90点未満

B－70点以上80点未満

C－60点以上70点未満

F－60点未満

合格

不合格

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第21条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第21条の2第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第44条の規定(科目等履修生)により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第21条の3第1項に規定する学修(本学以外の教育施設等における学修)を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条の2第1項及び第2項並びに第21条の3第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(単位算定の基準)

第23条 各授業科目の単位数は、原則として次の基準によって計算する。1単位の授業は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については40時間をもって1単位とする。

第7章 資格の取得

(教育職員免許状及び保育士資格の取得)

第24条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の取得に必要な授業科目等の履修は、別に定める。

- 3 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりである。

英語観光学科	中学校教諭一種免許状(英語)
	高等学校教諭一種免許状(英語)
心理こども学科	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状

- 4 心理こども学科において保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める科目をそれぞれ履修し、その単位を修得しなければならない。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第25条 本学において4年以上在学し、所定の授業科目を履修して単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

- 3 卒業の時期は、学年の終りとする。ただし、4年以上在学した者については、学期の終りに卒業させることができる。

(学位の授与)

第26条 卒業する者には、学士(文学)の学位を授与する。

第9章 入学

(入学時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他相当の年齢に達し、本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（入学の出願）

第29条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納め、本学所定の入学願書及びその他の必要書類を、所定の期間に学長に願出するものとする。

（入学者の選考）

第30条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続）

第31条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金及び春学期の授業料並びに施設設備費を納め、本学所定の書類を提出しなければならない。

（入学許可）

第32条 学長は、前条の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

（保証人）

第33条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。保証人は親権者又はそれに準じる者とする。保証人は学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

2 保証人が死亡、又はその他の事由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

3 保証人が姓名を変え、又は転居したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第10章 再入学、転入学、編入学、転科、休学、復学、退学及び除籍

（再入学）

第34条 本学に1年以上在学して退学した者又は除籍された者が、再び入学を願出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

（転入学）

第35条 他の大学に1年以上在学した者が、本学に転入学を願出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

（編入学）

第36条 次の各号の一に該当する者が、本学に編入学を願出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

(1) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者、又は修得見込みの者

(2) 短期大学を卒業又は卒業見込みの者

(3) 上記(1)(2)と同等以上の学力があると本学が認めた者

（再入学等の手続）

第37条 第34条から第36条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願出の手続き、選考及び入学手続きについては、第29条から第31条までの規定を準用する。

（再入学者等の既修得単位の認定）

第38条 再入学、転入学又は編入学を許可された者が、本学又は他の大学等において既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（転科）

第39条 本学の学生が所属学科から他学科への転科を希望するときは、所定の書類を添えて、保証人連署の上、学長に願出で許可を受けなければならない。

2 前項の転科の条件等については別に定める。

（休学）

第40条 学生が病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学することができないときは、所定の書類を添えて、保証人連署の上、学長に願出で許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学できる期間は原則として1年以内とする。
 - 3 休学期間は、在学期間に算入し、修業期間に算入しない。
- (復学)

第41条 休学した者が、復学しようとするときは、所定の書類を添えて、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第42条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を添えて、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

- (1) 許可された休学期間を経過して、なお復学の見込みのない者で退学しないもの
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期にわたり所在不明の者

第11章 留学

(留学)

第44条 本学と協定した外国の大学で学修しようとする者は、所定の書類を添えて、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 留学に関する規程は、別に定める。

第12章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 本学に留学を希望する外国人があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

第13章 学費

(学費)

第48条 学生は、修学に要する学費を納入しなければならない。

第49条 学費に関する規程は、別に定める。

第50条 (削 除)

第51条 (削 除)

第14章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を蒐集管理し、学生及び職員の閲覧に供する。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第53条 (削 除)

第15章 生涯教育

(生涯教育)

第54条 本学は、社会人の生涯学習に貢献し、多様な学習の機会を提供するため、随時生涯教育に関わる講座を開設することができる。

- 2 生涯教育に関わる講座に関する規程は、別に定める。

第16章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰するに値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、学長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生に対する懲戒の手続きについては、別に定める。

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、常務理事会の議を経て理事会が行う。